

立川市第2次発達支援計画

～すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように～

途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指して



令和2（2020）年
立川市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 本市における発達支援の検討経過	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の目的	3
第5節 計画の期間	3
第6節 計画策定の経過	3
第7節 計画の進捗管理	3
第2章 本市の状況について	4
第1節 本市の人口	4
第2節 本市の子育て施策の状況	5
1. 市内認可保育園の入園児童数	5
2. 市内幼稚園の入園児童数	5
3. 発達相談件数	5
4. 発達支援親子グループ事業の実施回数	6
5. 3歳児経過観察（心理相談）の利用者数	7
6. 2歳児すこやか相談の利用者数	7
7. 就学・転学相談等件数	7
第3章 立川市発達支援計画の取組・成果と課題	9
第4章 本市の発達支援における理念と機能	14
第1節 本市が目指す発達支援システム	14
1. 基本理念	14
2. 発達支援のための8つの機能	14
第5章 8つの機能の役割	18
1 相談機能	18
2 成長・療育機能	21
3 情報共有機能	25
4 家庭支援機能	31
5 現場職員支援機能	37
6 健診・診察機能	42
7 コーディネート機能	44
8 理解啓発機能	48
資 料	50
1. 立川市第2次発達支援計画策定検討委員会設置要綱	50
2. 委員名簿	51
3. 会議経過	52
4. パブリックコメント	53
5. 用語解説	54

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成17（2005）年4月より、発達障害者支援法が施行されました。その第2条において、発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されました。第3条では、国及び地方公共団体の責務として、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われること、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うこととされました。

平成19（2007）年4月には、学校教育法の一部が改正され、従前より対象となっていた障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病虚弱、言語障害、情緒障害）に加えて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の知的な遅れのない発達障害も対象に含まれることになりました。

発達障害者支援法も、障害者基本法の一部改正や、障害者差別解消法の成立などの法整備が行われる状況の中、平成28（2016）年8月に施行から10年が経過して一部改正が行われました。改正法の制定の経緯及び趣旨には、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援などが求められていることがあげられ、また、発達障害者の定義については「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と改正され、発達障害者の支援の一層の充実を図るものとなりました。

平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行となり、この中で、行政機関や事業者は障害を理由として障害者を不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされました。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をすることが求められるようになりました。

一方、本市では平成30（2018）年4月より、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行され、誰もが地域社会の一員として尊重され、障害のある人もない人も暮らしやすいまちを目指しております。また、東京都では平成30（2018）年10月に、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取り組みを一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行しました。

なお、国は障害児支援の提供体制の整備等を目指して、児童福祉法で規定する「児童発達支援センター」設置を市区町村に求めています。

第2節 本市における発達支援の検討経過

本市の次世代育成支援計画である夢育て・たちかわ子ども21プラン（計画期間-平成17（2005）年度～21（2009）年度）において、「子どもの発達支援センター機能を強化し、すべての子どもに対して、途切れのない発達支援のしくみをつくります」としました。具体的な取り組みとして、子どもの発達

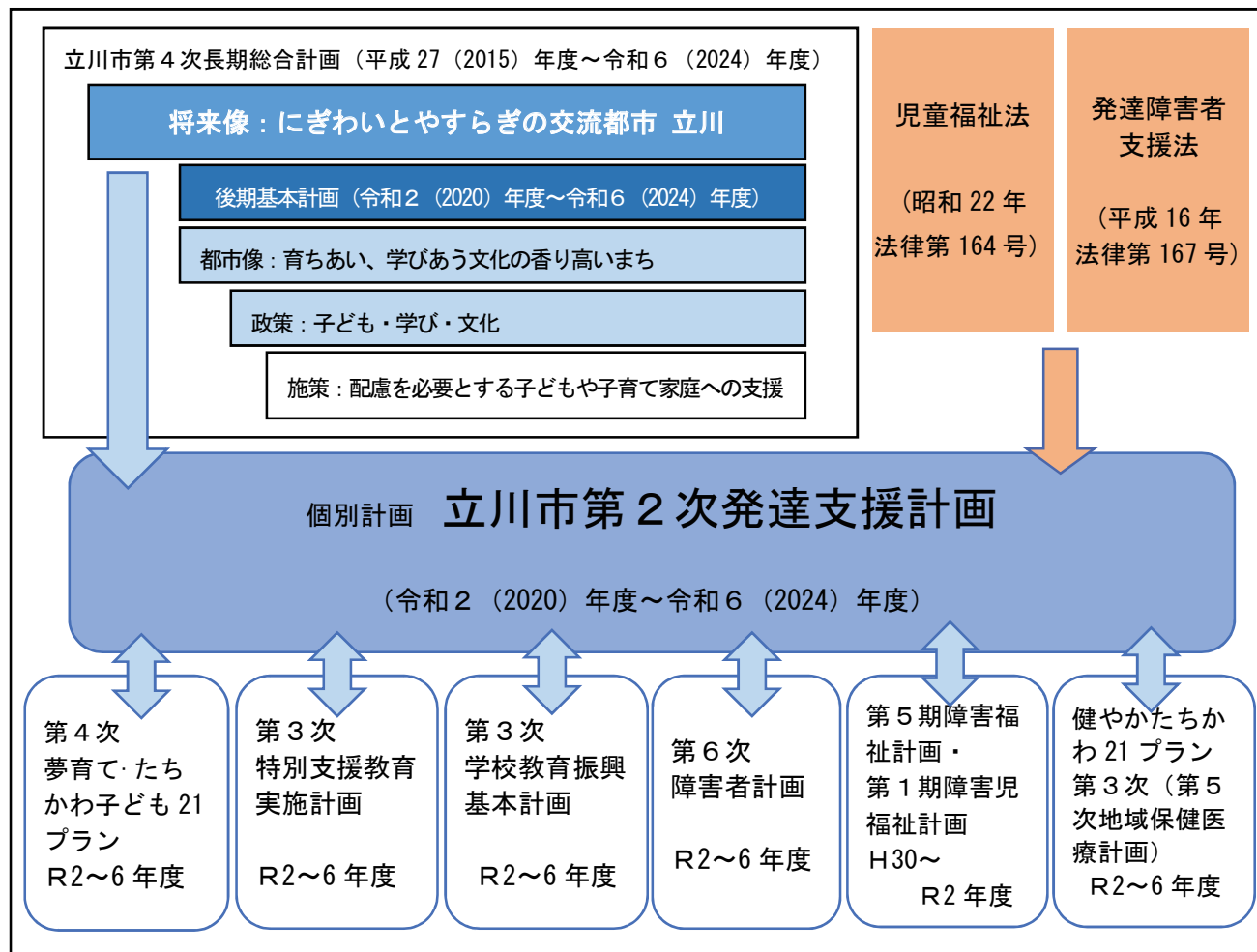
支援センターのあり方の検討や保護者や、保育園・幼稚園への指導体制の構築等、子どもの発達を支援する各種施策の取組がうたわれました。平成 21（2009）年 12 月には、立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループにより「立川市における途切れのない発達支援のあり方報告書」がまとめられ、その中で、旧庁舎を活用した発達支援の拠点づくりの可能性について示されました。

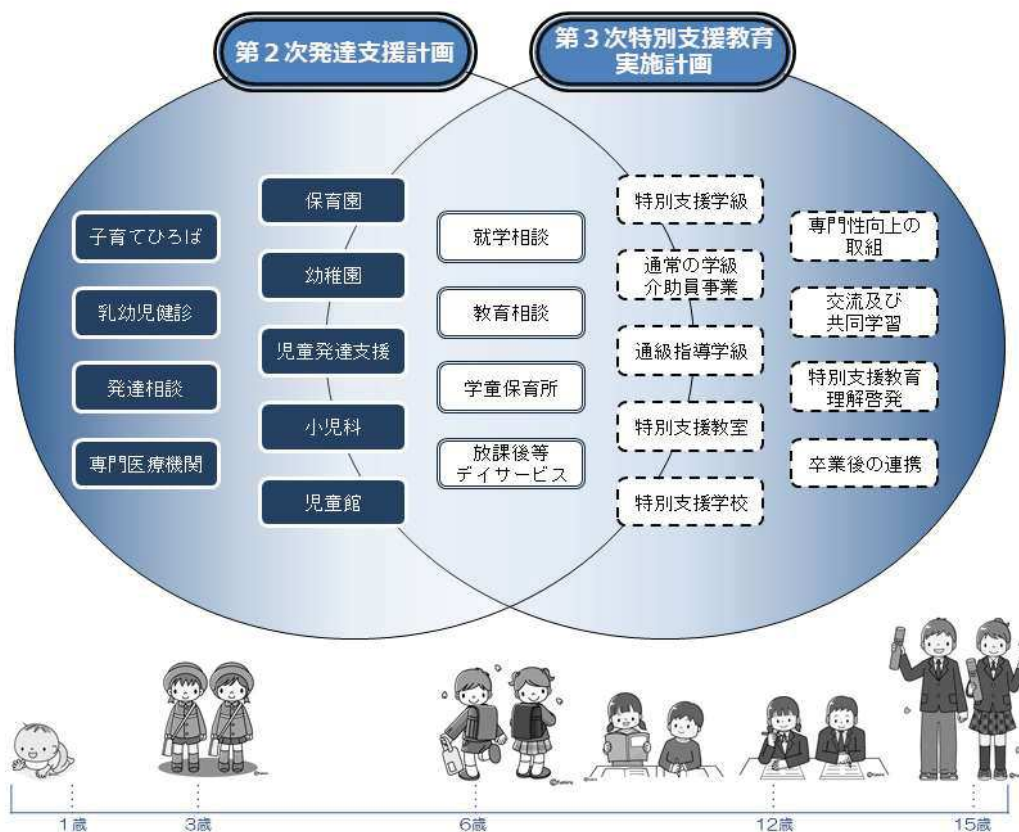
実際、平成 24（2012）年 12 月に、旧庁舎は子ども未来センターとして改修され、この中に行政機能として子ども家庭支援センターと教育支援課（当時は特別支援教育課）の 2 課が設置されました。子ども家庭支援センターには発達相談や発達支援親子グループなど未就学の子どもを対象とした相談やグループ活動機能が置かれ、教育支援課には就学相談や教育相談など小・中学校に就学する際の相談や小・中学校に就学した後の相談機能が置かれました。

第 2 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（計画期間-平成 22（2010）年度～26（2014）年度）を経て、第 3 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（計画期間-平成 27（2015）年度～31（2019）年度）では、発達に課題のある子どもとその家庭に対する一貫性と継続性がある支援の仕組みづくりをめざし、立川市発達支援計画（計画期間-平成 29（2017）年度～31（2019）年度）が策定されました。

第 3 節 計画の位置づけ

本計画は、「立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画」の施策「配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援」を推進する個別計画として位置づけられるもので、子どもに関する総合計画「第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」と「第 3 次特別支援教育実施計画」とは、内容の検討の中で連携して整合を図りながら策定を進めました。また、「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」など関連する個別計画との関係は次の図のとおりです。





第4節 計画の目的

主に0歳児から義務教育就学中までの子どものうち、発達に支援や配慮が必要であると考えられる子どもとその保護者を対象に、地域の保育園、幼稚園、子育てひろば、子ども家庭支援センター等の子育て支援機関それぞれにおいて、保護者の理解を得ながら、着実な情報連携のもと早期に適切な支援ができるよう取組内容を示しています。

第5節 計画の期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間とします。

第6節 計画策定の経過

本計画を策定するため、外部組織の「立川市第2次発達支援計画策定検討委員会」を設置しました。この委員会の委員は、子どもの発達に関する知見を有する者、発達支援に関する見識のある者、保育又は幼児教育に関わる者、小児医療に関わる者、義務教育に関わる者、発達支援に関わる者、児童養護に関わる者及び公募市民のあわせて11人です。委員会は、令和元（2019）年7月から令和2（2020）年1月までの間に5回開催し、本市における発達支援の方向性や内容等について検討を行いました。また、庁内組織「途切れ・すき間のない子ども子育て支援委員会」でも検討を行いました。市議会へ素案報告後、パブリックコメント（市民意見公募）を経て本計画を策定しました。

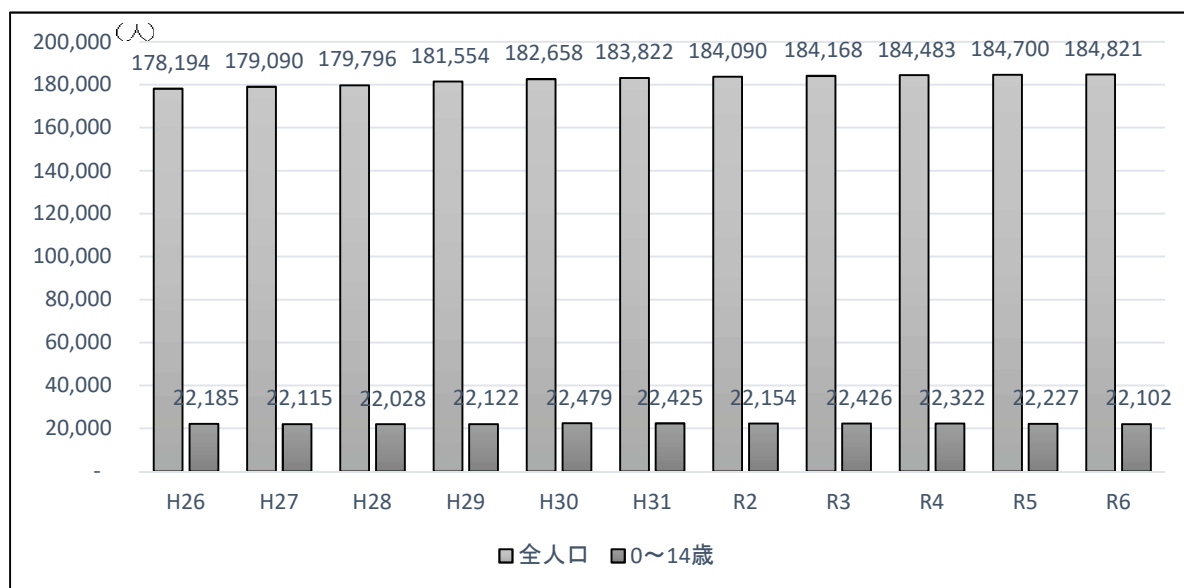
第7節 計画の進捗管理

本計画に掲げている取組項目の進捗管理については、子ども家庭支援センターにおいて年度ごとに進捗状況の調査を行い、「途切れ・すき間のない子ども子育て支援委員会」等に報告し、評価・検証を行うとともに立川市ホームページにおいて公開します。

第2章 本市の状況について

第1節 本市の人口

1. 平成26（2014）年～令和6（2024）年の人口推移



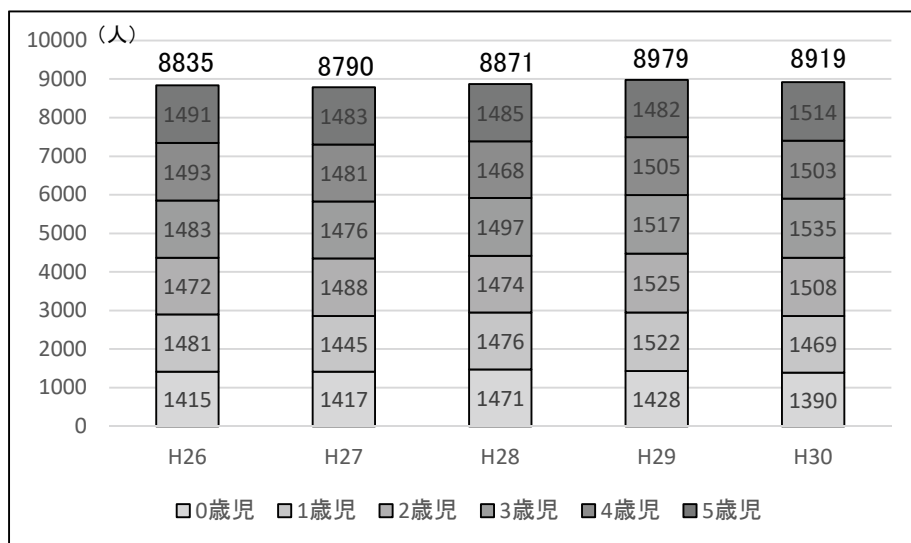
（出典）立川市 第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査報告書

（H31、R2は実績値）

令和2（2020）年1月1日現在の立川市の総人口は184,090人で、このうち、0～14歳は、22,154人となっています。市全体の人口は平成27（2015）年から5,000人増となっており、そのうち0～14歳はほぼ横ばいで39人増となっています。

また、立川市第4次長期総合計画の中の人口推計によると、令和6（2024）年1月1日時点の推計人口は、184,821人を見込んでおり、そのうち0～14歳までの人口は22,102人で、52人減少する見込みとなり、微減が続く見通しとなっています。

2. 乳幼児人口

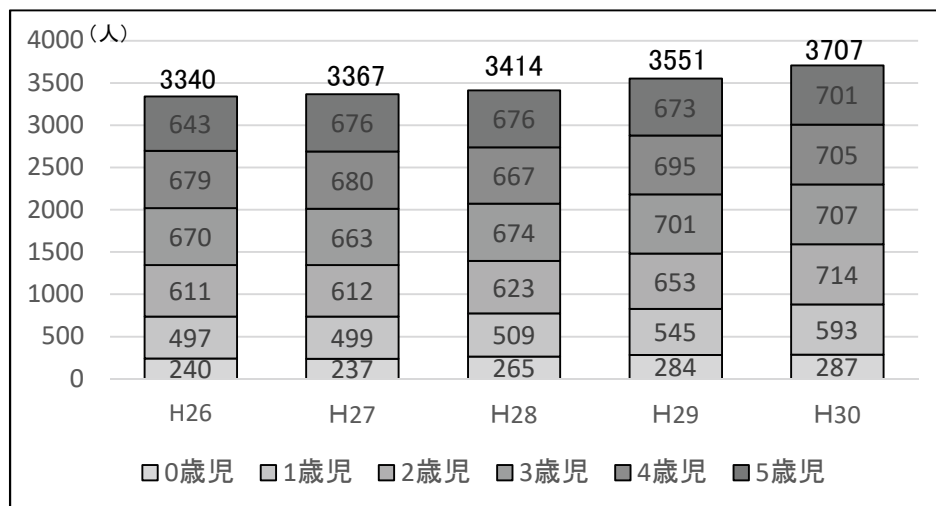


（出典）各年4月1日時点の住民基本台帳

第2節 本市の子育て施策の状況

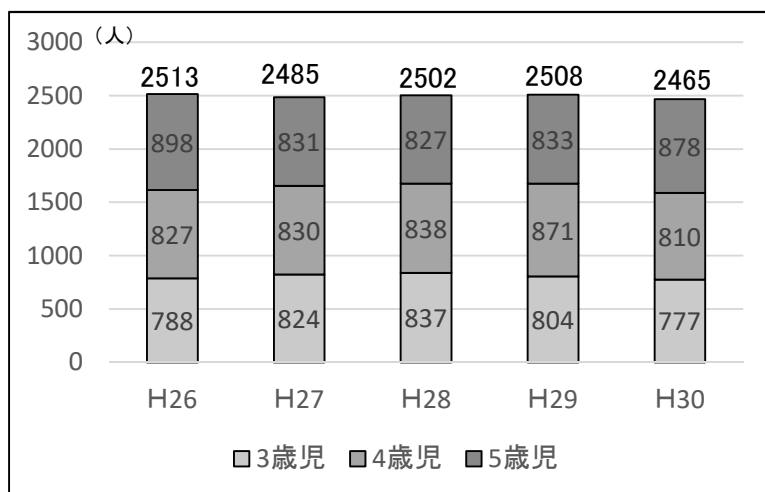
本市の子育て支援にかかる事業について、また、乳幼児や発達に支援や配慮を必要とする子どもを対象にした事業について、利用人数や利用件数等の状況は以下の通りです。

1. 市内認可保育園の入園児童数



(出典) 各年4月1日時点の入園児童数

2. 市内幼稚園の入園児童数



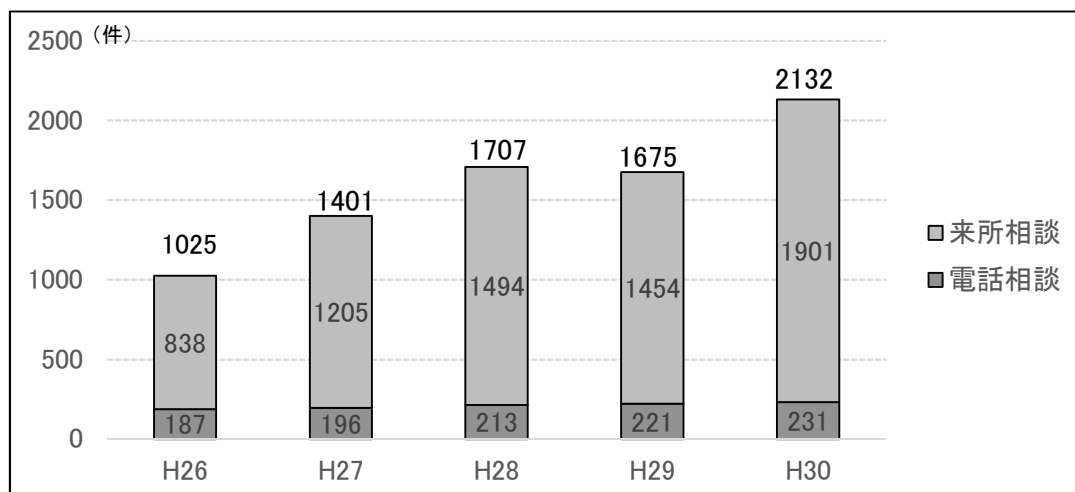
(出典) 各年5月1日時点の入園児童数

3. 発達相談件数

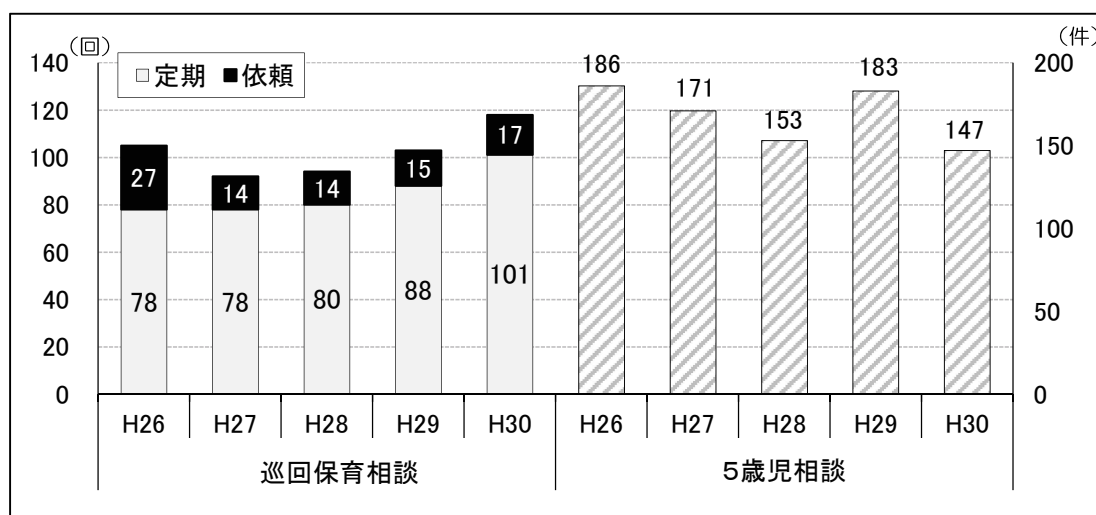
子ども家庭支援センターが実施している発達相談、巡回保育相談及び5歳児相談件数の推移については次ページの通りとなっています。

子ども未来センターが平成 24（2012）年 12 月に開所して以来、各相談件数は増加しています。特に来所相談件数は、平成 30（2018）年度では 1,901 件と、平成 26（2014）年で比較すると約 2 倍以上の件数になってます。

【発達相談件数】

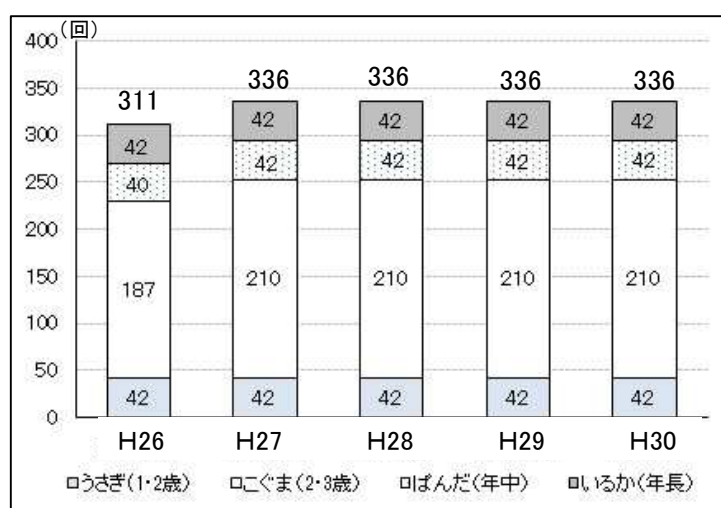


【巡回保育相談及び 5 歳児相談件数】



4. 発達支援親子グループ事業の実施回数

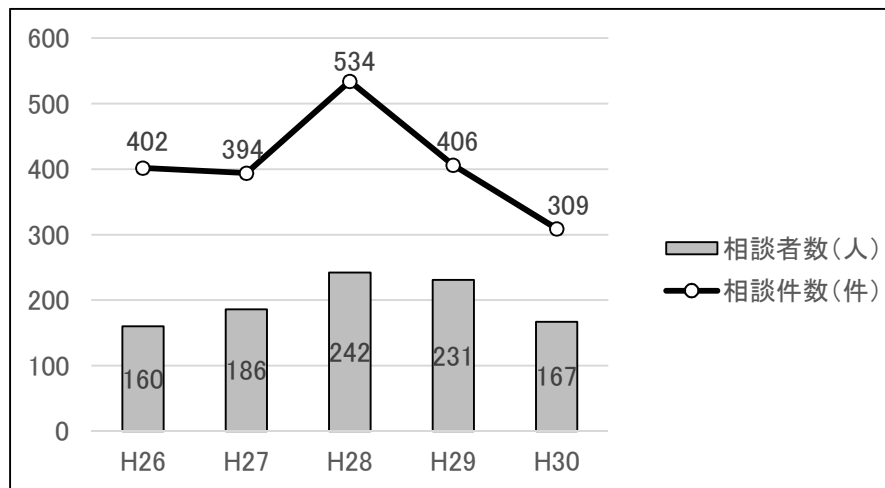
子ども家庭支援センターが行っている発達支援親子グループ「うさぎ」「こぐま」「ぱんだ」「いるか」の実施回数について、平成 27 年度以降は回数の変動はありません。



5. 3歳児経過観察（心理相談）の利用者数

健康推進課では3歳児健康診査の結果、言葉の遅れや心理面で経過観察が必要とされた幼児を対象に、心理相談を実施しており、相談者数や相談件数の推移は以下のとおりとなっています。

平成26（2014）年度と比べて平成30（2018）年度では、相談者数が7人増、相談件数が93件減となっています。



6. 2歳児すこやか相談の利用者数

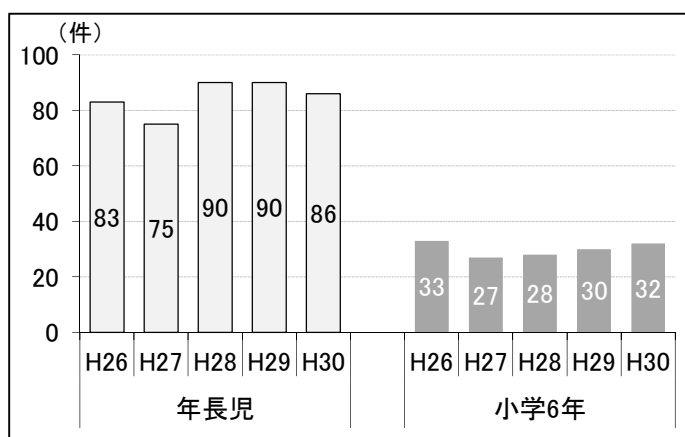
1歳6か月児健康診査において言葉の遅れ等心理面で経過観察が必要とされる幼児の保護者を対象に、心理相談を行っており、相談者数は以下のとおりとなっています。平成26（2014）年度と比べて平成30（2018）年度では、相談者数が28人増となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30
相談者数 (人)	95	97	95	92	123

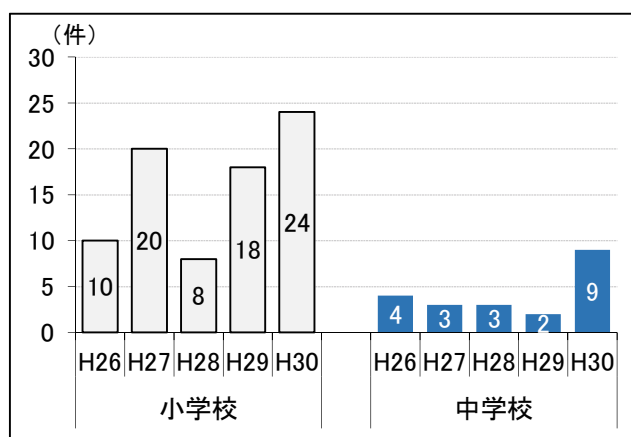
7. 就学・転学相談等件数

就学相談・転学相談、教育相談の利用者数及び就学支援シートの提出件数については以下のとおりとなっています。就学相談については、小学校・中学校ともに横ばいですが、転学相談については特に小学校において増加傾向です。

【就学相談件数】

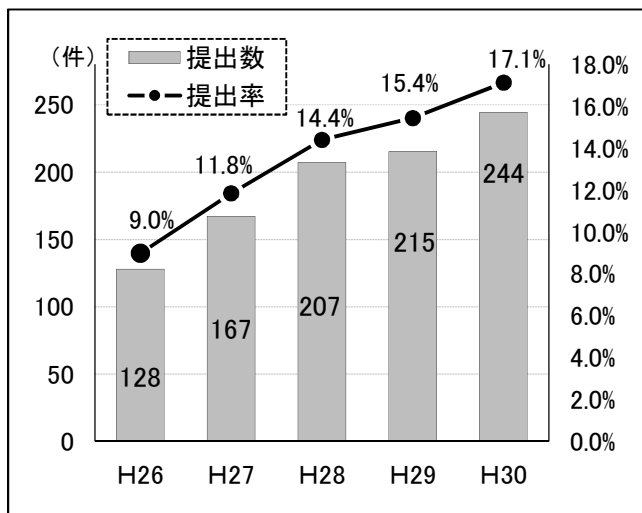


【転学相談件数】

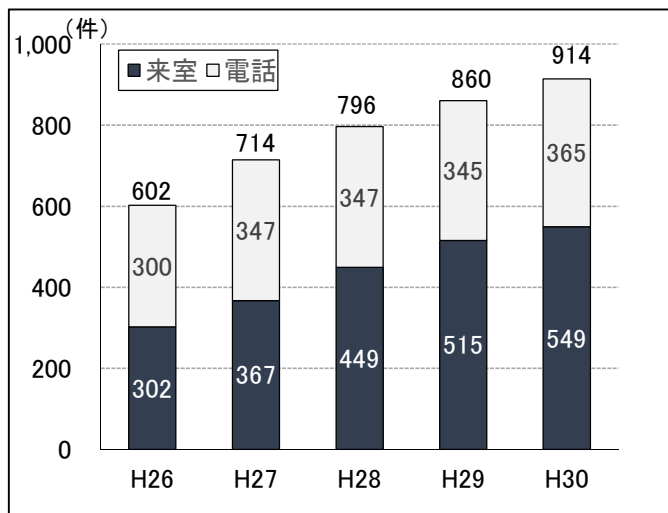


就学支援シートの提出件数及び教育相談件数については、平成 26（2014）年度と比べて平成 30（2018）年度では、就学支援シートの提出件数が 116 件増、電話による相談が 65 件増、来室による相談が 247 件増とそれぞれ増加傾向となっています。

【就学支援シートの提出件数】



【教育相談件数】



第3章 立川市発達支援計画の取組・成果と課題

立川市発達支援計画は、平成29年度を初年度とする3年間の計画で、本市が目指すシステムを「どの子ども地域で安心して過ごしていけるように、すべての機関の連携とコーディネートの力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指す」として、相談機能、成長・療育機能、情報共有機能、現場職員支援機能、家庭支援機能、コーディネート機能、健診・診察機能、理解啓発機能の8つの機能を掲げ、76項目の取組を示しています。主な取組・成果と課題は次のとおりです。

1. 相談機能

【主な取組・成果】

- ・子ども未来センターの発達相談では、発達に支援や配慮の必要な子どもとその保護者に相談支援を行いました。電話・来所相談は平成30（2018）年度では2,132件と平成26（2014）年度と比べ約2倍となっており、増加する相談に応じてきました。
- ・社会性の成長発達がみられる5歳児を対象に市内の保育園・幼稚園で実施し、保護者の不安や悩みの相談に対応しました。平成30（2018）年度は保育園は37園、幼稚園は11園で実施し、相談件数は147件で、各園と連携をしながら実施しました。
- ・運動や精神の発達、言葉の遅れ、心理面で乳幼児健康診査後の経過観察が必要とされた幼児とその養育者を対象に、乳幼児発達健康診査やすこやか相談を実施しました。平成30（2018）年度は、乳幼児発達健康診査は28回、すこやか相談は118回（2歳児すこやか相談含む）実施し、発達の特性などについて早期に保護者と共に話し合い、関わることができました。
- ・子ども未来センターや健康会館での専門性の高い機関での相談から、地域の身近な子育てひろば、保育園などでも相談支援を行いました。各々の役割を踏まえながら連携して相談支援を行うことで、早期に子どもの特性に応じた関わりを保護者に提示することができました。
- ・子ども家庭支援センターの発達相談から就学相談につながった件数は次のとおりで、途切れない支援を行いました。

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	28	56	74	80	72

【課題】

- ・相談件数は増加傾向であり、また、多様なニーズに対応できる相談体制の充実が課題となっています。
- ・相談する内容は複雑かつ多岐にわたっており、相談員に幅広い知識と相談対応力の向上が必要となっています。
- ・相談ニーズを把握することが難しく、相談につながりにくいケースも課題となっています。

2. 成長・療育機能

【主な取組・成果】

- ・ドリーム学園（定員25人）での児童発達支援事業では、集団でお互いに育ち合うことで家庭や地域で生活する力を身につけることができました。
- ・発達支援親子グループは、子ども未来センターと砂川学習館で、平成30年度は336回実施、のべ参加児童数は1,634人でした。親子でプログラムに参加することで、子どもの発達の特性を知り、成長を促すことにつながりました。
- ・保育園及び幼稚園では、障害のある児童を受け入れ、集団の中での生活を通じた発達を促すとともに、個々の障害の状態に応じた支援を行いました。

【課題】

- ・ドリーム学園では、集団による療育を実施していますが、子どもたち一人ひとりに合った支援について検討することが必要です。
- ・ドリーム学園の施設の老朽化に伴い、施設のあり方について検討していく必要があります。
- ・小学校就学後の児童については、子ども未来センターで教育相談を実施していますが、療育の場の提供が課題となっています。

3. 情報共有機能

【主な取組・成果】

- ・サポートファイルについては、庁内関連課によるワーキンググループで準備、検討を進め、アンケートやモニター会議を実施して、利用者の意見を取り入れながら、平成31年度から導入しました。子どもの成長発達の情報を一元化して、相談窓口での保護者の負担軽減につなげるものとして活用を進めます。

サポートファイルの内容 シート1…基本情報（プロフィールなど） シート2…医療やサービスなどの記録 シート3…今の私（乳幼児期）成長の記録 シート4…今の私（学齢期以降）成長の記録
--

- ・民間療育機関等の連携と情報共有では、児童発達支援事業所交流会や放課後等デイサービス事業所連絡会を開催し、情報交換や課題の共有を行いながら、事業所との連携を深めました。
- ・子ども家庭支援センターや保育園等では、必要に応じて就学相談の紹介や就学支援シートの作成支援を行い、円滑な学校生活が送れるように手助けを行いました。

【課題】

- ・サポートファイルについては、利用拡大を図るために、そのメリットを周知していくとともに、関係機関における活用について有効な方法を検討する必要があります。
- ・関係機関との課題や情報の共有を行うために、庁内関係課だけではなく、障害児相談支援事業者、児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者と引き続き連携が必要です。

4. 現場職員支援機能

【主な取組・成果】

- ・現場職員への研修として、各所属や機関において、独自に研修を実施したり、職員会議の中で発達に支援や配慮の必要な子どもへの理解を深めるために情報共有を行ったりしました。また、立川市医師会と共催で学習会を実施しました。
- ・巡回保育相談では、市内の認可保育園と幼稚園、認証保育所のほか、臨時で各園や市外の園からの要望に応じて行いました。
- ・障害児対応職員の加配（幼稚園）については、平成31（2019）年度から幼稚園教育振興事業を開始しました。

【課題】

- ・巡回保育相談については、新規開設園への対応のために体制を確保する必要があります。
- ・関係部署や機関では各々、子どもや保護者のニーズに合った支援を行うため引き続き研修等が必要です。

5. 家庭支援機能

【主な取組・成果】

- ・愛着形成を促すため、子ども未来センターではベビーヨガなど、子育てひろばでは手遊びなどで親子のスキンシップ遊びを実施しました。
- ・乳幼児健康診査等では乳幼児期に大切にしてほしいことなどの情報提供を行い、啓発に取り組みました。
- ・ペアレントプログラムを実施して、保護者が子どもの発達や関わり方を学ぶとともに、仲間づくりのきっかけとなりました。
- ・「おしゃべりの場」を定期的に開催し、発達が気になる子どもの保護者の交流や情報交換の場を提供しました。

【課題】

- ・市ホームページでは、発達相談の案内を掲載していますが、さらにインターネットを活用して保護者等に役立つ関連情報も提供していく必要があります。
- ・引き続き親子の愛着形成や親支援を促進する取り組みが必要です。
- ・保健師の家庭訪問等地区活動の中で、発達に支援や配慮が必要な子どもへの具体的な関わり方をアドバイスすることが求められ、保健師の療育に関するスキルアップが求められています。

6. コーディネート機能

【主な取組・成果】

- ・発達支援に係る、来所相談、巡回保育相談、発達支援親子グループ活動等の中で、臨床発達心理士や保育士等が事業所や施設、病院への見学を行い、様々な社会資源を活用して職員のコーディネート力の向上を図り、相談者への対応に生かしています。

- ・発達に支援や配慮の必要な子どもに関わる部署では、各々で取り組んでいるほか、保育コーディネーター研修受講者やスキルのある職員を中心に、各園において研修機会を確保して、人材育成を行いました。

【課題】

- ・部署や機関によって研修などをおして、発達に支援や配慮の必要な児童への理解は深めていますが、経験年数や職員の個々のスキルにより、子どもやその保護者への対応についてはばらつきがあります。引き続き、職員のコーディネート力の向上に努めるとともに、関係部署間の連携強化など組織的に対応することが求められています。
- ・児童発達支援事業所交流会や放課後等デイサービス事業所連絡会のほか、特別支援教育連絡会などでの会議をおして、外部の関係機関との連携を深めて、さらに適切なコーディネートができるような取り組みを進める必要があります。

7. 健診・診察機能

【主な取組・成果】

- ・子ども未来センターで行っている発達相談と健康会館での乳幼児健診後に行っている心理相談について、各相談の目的と役割を整理し、相談者への対応を改善しました。
- ・発達の診察や検査枠の確保と早期に適切な療育につなげる「発達障害児等支援に係る医療機関との連携モデル事業」を平成30（2018）年度から実施しました。平成30（2018）年度は初診・再診で378枠を確保しました。また、予約から初診までの日数が1か月以内に早期の支援につなげました。

【課題】

- ・「発達障害児等支援に係る医療機関との連携モデル事業」は、新規事業であるため事業の振り返りを行いながら実施していく必要があります。
- ・発達に支援や配慮の必要な乳幼児の健診では、個別のニーズに応じた支援が必要です。

8. 理解啓発機能

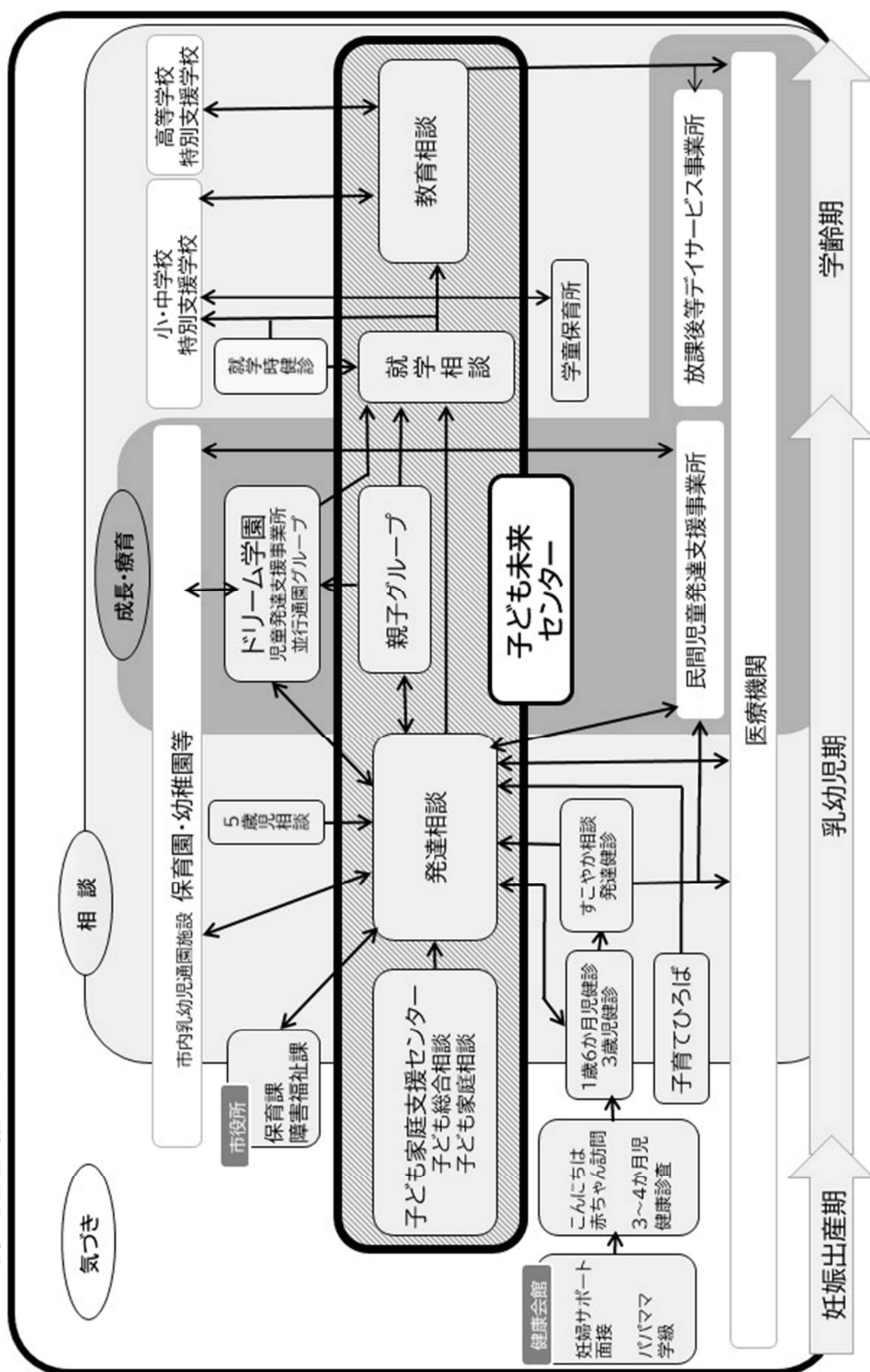
【主な取組・成果】

- ・発達支援に関する講座については、子ども家庭支援センターでは、関係団体に所属している先輩保護者が参加したり、講師となったりして実施しました。また、生涯学習推進センターでは家庭教育講座として専門家を招いて「発達障がい」をテーマに開催しました。
- ・発達支援団体との連携では、発達支援団体などの保護者等の協力で、発達が気になる子どもの保護者を対象とした「おしゃべりの場」等を実施しました。

【課題】

- ・発達支援に関する講座や関係団体との連携した事業を行っていますが、さらに多くの方に参加していただけるように周知方法など工夫する必要があります。
- ・発達に支援や配慮が必要な子どもの特性やその保護者の気持ちを理解し、共に考えていく環境づくりに取り組む必要があります。

立川市の発達支援の流れ



第4章 本市の発達支援における理念と機能

第1節 本市が目指す発達支援システム

すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します。

1. 基本理念

発達に支援や配慮を必要とする子どもたちが健やかに育つ社会は、すべての子どもが健やかに安心して育つ社会です。

このような社会を実現するため、保育園・幼稚園・子育てひろば・学童保育所など、地域の中にある子育て支援に関する機関をはじめ、医療機関・児童発達支援や放課後等デイサービス等を行う事業者・子ども家庭支援センターなど、発達支援に関する専門機関まで、あらゆる機関との連携を進めます。

さらに、発達支援に関わる機関におけるコーディネートの力を高め、子どもの特性や成長に合わせた途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援体制の構築を目指します。

2. 発達支援のための8つの機能

すべての子どもたちが地域で安心して暮らしていくことができる発達支援システムを構築するためには、本計画に示す取組項目を実施し、以下の8つの機能が十分にその役割を果たすことが必要です。引き続き、既存の機関や施設等の機能を充実または連携して取り組んでいきます。

発達支援のための8つの機能

- 1 相談機能
- 2 成長・療育機能
- 3 情報共有機能
- 4 家庭支援機能
- 5 現場職員支援機能
- 6 健診・診察機能
- 7 コーディネート機能
- 8 理解啓発機能

立川市の発達支援 求められる8つの機能

● 相談

- ◆ 健康推進課での成長相談、心理相談
- ◆ 5歳児相談
- ◆ 子ども未来センターでの発達相談
- ◆ 子ども総合相談窓口
- ◆ 子育てひろば・保育園・幼稚園での相談
- ◆ 教育支援課での就学相談・教育相談



● 健診・診察

- ◆ 3~4カ月児健診
- ◆ 1歳6カ月児健診
- ◆ 3歳児健診
- ◆ 市内小児科医による診察及び心理相談
- ◆ 専門医療機関での診察



● 家庭支援

- ◆ 発達支援に関する講座
- ◆ おしゃべりの場
- ◆ 親子の愛着形成の支援
- ◆ 養育力向上支援
- ◆ インターネットによる情報提供
- ◆ 家庭訪問
- ◆ 子育て世代包括支援センターとの連携



● 成長・療育

- ◆ 発達支援親子グループ
- ◆ ドリーム学園での療育
- ◆ 民間療育機関での療育
- ◆ 医療機関での心理相談や個別療育
- ◆ 保育園・幼稚園での関わり



● コーディネート機能

- ◆ 必要な情報を提供し、調整する
- ◆ 見通しをつける
- ◆ 顔と顔をつなぎ合わせる
- ◆ 児童発達支援センターの設置



● 現場職員支援

- ◆ 巡回相談
- ◆ 加配職員の配置
- ◆ 職員研修
- ◆ 保育コーディネーター連絡会
- ◆ 保育園発達支援研修会
- ◆ 専門医療機関による技術支援



● 情報共有

- ◆ 保護者自身が伝える
- ◆ 子どもと関わる大人が伝える
- ◆ 保護者から相談を受けた人が伝える
- ◆ 巡回相談担当者が伝える
- ◆ 母子健康手帳
- ◆ サポートファイル
- ◆ 就学支援ファイル
- ◆ 就学支援シート
- ◆ 保育所児童保育要録



● 理解啓発

- ◆ 地域市民や保護者を対象
- ◆ 子ども達を対象
- ◆ 関わる支援者を対象

本市が目指す発達支援システム

すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します

求められる8つの機能

機 能	取り組み項目
1 相談機能 相談機能には、専門機関での相談や地域での身近な子育てに関する相談があります。それらの相談が効果的につながり、子どもや保護者が必要とする相談が継続していけるようにする役割があります。市では、子ども未来センターや健康会館等で相談を行っています。	1 乳幼児健診後の心理相談 2 子育てひろばでの相談 3 5歳児相談 4 子ども未来センターでの発達相談 5 就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携 6 教育相談 7 医療機関へのつなぎ 8 心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保 9 将来の見通しが持てる情報提供 10 子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携 11 児童発達支援センターの設置 12 子ども未来センターの発達相談と乳幼児健診後の心理相談の連携
2 成長・療育機能 成長・療育機能には、すべての子どもの成長に応じた支援をしたり、専門性の高い療育を行ったりする役割があります。保育園や幼稚園での障害児受け入れのほか、ドリーム学園での児童発達支援事業や発達支援親子グループなどを行っています。	8 心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保 9 将来の見通しが持てる情報提供 11 児童発達支援センターの設置 13 発達支援親子グループ事業 14 ドリーム学園における事業の検討 15 ドリーム学園の専門職体制の整備 16 ドリーム学園退園児が通う保育園や幼稚園に対する支援 17 重度心身障害児への対応 18 乳幼児への療育の提供 19 保育園及び幼稚園への障害児の受入 20 小・中学生の居場所の確保 21 子どもと保護者の愛着形成のための支援 22 ペアレントプログラムの実施
3 情報共有機能 情報共有機能には、必要な情報をわかりやすく伝えるために、保護者と各関係機関での情報共有と関係機関同士での情報共有を円滑に行う役割があります。市では、母子健康手帳や就学支援シート、サポートファイル等の活用を促進しています。	1 乳幼児健診後の心理相談 5 就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携 7 医療機関へのつなぎ 10 子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携 11 児童発達支援センターの設置 23 母子健康手帳の活用 24 問診票の見直し 25 地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携 26 保育園での課題や問題の共有、情報の発信 27 保育所児童保育要録による情報提供 28 就学支援シートによる情報提供 29 子ども未来センター内での連携 30 サポートファイルの周知と利用促進 31 民間療育機関等の連携と情報共有への支援 32 就学支援シートを活用した連携 33 児童館や学童保育所と就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みの検討 34 児童館や学童保育所と小・中学校との情報共有 35 医療機関などの関係機関との連携 36 専門医療機関との情報共有及び連携 37 子どもに関わる機関の役割や立場の相互理解 38 要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有

4 家庭支援機能

家庭支援機能には、発達に支援や配慮の必要な子どもを育てている保護者や家庭を対象に、子育てや発達に関する知識や技術を伝えていくとともに気持ちを支えるための支援をする役割があります。市では、子育てひろばや発達支援に関する講座、おしゃべりの場などを行っています。

5 現場職員支援機能

現場職員支援機能には、子どもと関わる施設等の職員の技術向上や情報共有などを支援する役割があります。市では、巡回保育相談や現場職員の研修を行っています。

6 健診・診察機能

健診・診察機能には、保護者が子どもの特性などについて、理解認識していく機会となる役割があります。市では、乳幼児健診を行っています。

7 コーディネート機能

コーディネート機能には、支援者が子どもや保護者のニーズを受け止め、必要な相談機関や制度などを伝えて適切な支援につなげていくほか、様々な福祉サービスを調整していく役割があります。市では、職員のコーディネート力や組織力向上のために研修等を行っています。

8 理解啓発機能

理解啓発機能には、地域の誰もが発達に支援や配慮が必要な子どもの特性や保護者の気持ちを理解し、共に考え、共生社会を目指す役割があります。市では、発達支援団体と協働して理解啓発のための事業等に取り組んでいます。

1	乳幼児健診後の心理相談
2	子育てひろばでの相談
5	就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携
6	教育相談
9	将来の見通しが持てる情報提供
10	子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携
11	児童発達支援センターの設置
19	保育園及び幼稚園への障害児の受入
20	小・中学生の居場所の確保
21	子どもと保護者の愛着形成のための支援
22	ペアレントプログラムの実施
23	母子健康手帳の活用
25	地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携
30	サポートファイルの周知と利用促進
35	医療機関などの関係機関との連携
38	要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有
39	子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援
40	インターネットによる情報提供
41	保護者が安心できる場としての子育てひろばの提供
42	「おしゃべりの場」などの交流の場
43	発達支援に関する講座
44	発達支援団体との連携

11	児童発達支援センターの設置
16	ドリーム学園退園児が通う保育園や幼稚園に対する支援
26	保育園での課題や問題の共有、情報の発信
31	民間療育機関等の連携と情報共有への支援
45	子育てひろば職員研修
46	子育てひろばへの巡回支援
47	保育士・幼稚園教諭研修
48	学童保育所・児童館職員の障害児研修
49	スキルアップのための研修用資料の作成
50	子育てひろば等における地域支援
51	巡回保育相談
52	連携保育施設への技術支援
53	学童保育所や児童館への巡回相談
54	子育て支援機関等への支援
55	児童養護施設への支援
56	障害児相談支援事業者への支援
57	保育園発達支援研修会
58	発達支援の必要な子どもへの保育園・幼稚園での療育的取組
59	障害児対応職員の加配（認可保育園）
60	障害児対応職員の加配（幼稚園）
61	障害児対応職員の加配の判断
62	保育コーディネーター

8	心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保
12	子ども未来センターの発達相談と乳幼児健診後の心理相談の連携
24	問診票の見直し
63	子どもの成長発達に関するアセスメント力の向上
64	診察枠の確保
65	専門医療機関と市内小児科医療機関との連携
66	就学後にもつながる発達支援

1	乳幼児健診後の心理相談
4	子ども未来センターでの発達相談
5	就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携
7	医療機関へのつなぎ
10	子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携
11	児童発達支援センターの設置
26	保育園での課題や問題の共有、情報の発信
30	サポートファイルの周知と利用促進
46	子育てひろばへの巡回支援
62	保育コーディネーター
67	発達支援に関するコーディネート力の向上
68	つながりやすいコーディネート

11	児童発達支援センターの設置
19	保育園及び幼稚園への障害児の受入
20	小・中学生の居場所の確保
21	子どもと保護者の愛着形成のための支援
40	インターネットによる情報提供
43	発達支援に関する講座
44	発達支援団体との連携